

「熊本市子ども輝き未来プラン」

【事業一覧】

第 1 次
第 2 次
第 3 次
第 4 次
第 5 次 / 第 6 次

方針	施策	主な事業	関係課	P
1 安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援	1 地域における子育て支援サービスの充実	① 地域子育て支援拠点事業 ② 子育てほっとステーションなど ③ 地域子育て支援事業 ④ 親の学びの推進	子ども支援課・健康福祉政策課 青少年育成課・まちづくり交流室(生涯学習推進課)・各区福祉課 子ども支援課・保育幼稚園課 子ども支援課・生涯学習推進課・まちづくり交流室	53 53 54 55
	2 保育サービス及び幼児教育の充実	① 認定こども園の支援 ② 保育所の管理・運営及び支援 ③ 幼稚園の管理・運営及び支援 ④ 地域型保育の充実 ⑤ 認可外保育施設支援 ⑥ 保育の質の向上	保育幼稚園課 保育幼稚園課 教育政策課・保育幼稚園課 保育幼稚園課 保育幼稚園課 保育幼稚園課・子ども支援課	56 56 56 57 57 57
	3 放課後児童対策の推進	放課後児童対策関連事業	青少年育成課・指導課・スポーツ振興課	58
	4 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援	① 児童虐待防止対策 ② 社会的養護 ③ 障がい児施策	児童相談所・子ども支援課・青少年育成課・各区保健子ども課・男女共生推進室 児童相談所・子ども支援課 障がい保健福祉課・子ども発達支援センター・保育幼稚園課・児童相談所・総合支援課	59 60 60
	5 母子・父子家庭の自立支援の推進	① 子育て・生活支援 ② 就業支援、養育費の確保 ③ 経済的支援	子ども支援課 子ども支援課・男女共生推進室・産業政策課 子ども支援課	63 63 64
	6 子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策	子ども支援課・学務課・保護管理援護課	65
	7 子育てにおける経済的支援の適切な実施	① 児童手当給付 ② 子ども医療費・その他医療費助成 ③ 助産施設入所 ④ 就園奨励、その他	子ども支援課・各区保健子ども課 子ども支援課・各区保健子ども課・障がい保健福祉課 子ども支援課 保育幼稚園課、廃棄物計画課	66 66 66 67

方針	施策	主な事業	関係課	P
2 子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援	1 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進	① 妊娠前から妊娠・出産期までの支援 ② 乳幼児期における支援 ③ 歯科保健推進 ④ 予防接種 ⑤ 母子保健相談指導・訪問など	子ども支援課・各区保健子ども課・児童相談所・市民病院経営企画課 子ども支援課・各区保健子ども課・障がい保健福祉課 健康づくり推進課 感染症対策課 子ども支援課・各区保健子ども課	68 69 69 70 70
	2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	健康教育課・感染症対策課・医療政策課・子ども支援課・こころの健康センター・健康づくり推進課	71
	3 食育の推進	食育の推進	健康づくり推進課・保育幼稚園課・健康教育課	73
	4 小児医療(救急医療体制)の確保	小児医療(救急医療体制)の確保	医療政策課	73
	5 子どもの権利の保障	子どもの権利の保障	人権推進総室・人権教育指導室・広聴課	74
	6 学校教育の推進	学校教育の推進	教育委員会事務局	75
	7 子ども・青少年の健全育成の推進	子ども・青少年の健全育成	青少年育成課・まちづくり交流室(生涯学習推進課)・博物館・健康福祉政策課・総合支援課・教育センター・指導課・スポーツ振興課	79

方針	施策	主な事業	関係課	P
3 子どもが育つ安心の環境づくり	1 地域における子育て支援活動の推進	地域における子育て支援活動の推進	子ども支援課・保育幼稚園課	81
	2 子育てに役立つ情報提供等の推進	子育て支援情報提供等	子ども支援課・各区保健子ども課	81
	3 ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し	ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し	子ども支援課・保育幼稚園課・男女共生推進室・産業政策課	82
	4 地域における子育て支援サービスの充実【再掲】	① 地域子育て支援拠点事業 ② 子育てほっとステーションなど ③ 地域子育て支援事業 ④ 親の学びの推進	子ども支援課・健康福祉政策課 青少年育成課・まちづくり交流室(生涯学習推進課)・各区福祉課 子ども支援課・保育幼稚園課 子ども支援課・生涯学習推進課・まちづくり交流室	53 53 54 55
	5 保育サービス及び幼児教育の充実【再掲】	① 認定こども園の支援 ② 保育所の管理・運営及び支援 ③ 幼稚園の管理・運営及び支援 ④ 地域型保育の充実 ⑤ 認可外保育施設支援 ⑥ 保育の質の向上	保育幼稚園課 保育幼稚園課 教育政策課・保育幼稚園課 保育幼稚園課 保育幼稚園課 保育幼稚園課・子ども支援課	56 56 56 57 57 57
	6 放課後児童対策の推進【再掲】	放課後児童対策関連事業	青少年育成課・指導課・スポーツ振興課	58
	7 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援【再掲】	① 児童虐待防止対策 ② 社会的養護 ③ 障がい児施策	児童相談所・子ども支援課・青少年育成課・各区保健子ども課・男女共生推進室 児童相談所・子ども支援課 障がい保健福祉課・子ども発達支援センター・保育幼稚園課・児童相談所・総合支援課	59 60 60

方針	施策	主な事業	関係課	P
3 子どもが育つ安心の環境づくり	8 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進【再掲】	① 妊娠前から妊娠・出産期までの支援 ② 乳幼児期における支援 ③ 歯科保健推進 ④ 予防接種 ⑤ 母子保健相談指導・訪問など	子ども支援課・各区保健子ども課・児童相談所・市民病院経営企画課 子ども支援課・各区保健子ども課・障がい保健福祉課 健康づくり推進課 感染症対策課 子ども支援課・各区保健子ども課	68 69 69 70 70
	9 小児医療(救急医療体制)の確保【再掲】	小児医療(救急医療体制)の確保	医療政策課	73
	10 子ども・青少年の健全育成の推進【再掲】	子ども・青少年の健全育成	青少年育成課・まちづくり交流室(生涯学習推進課)・博物館・健康福祉政策課・総合支援課・教育センター・指導課・スポーツ振興課	79

方針	施策	主な事業	関係課	P
→ 4 子育て結婚の切れ目ない妊娠のない出産支援	1 結婚・妊娠・出産支援	結婚・妊娠・出産支援	子ども支援課・青少年育成課	84
	2 子育て支援の充実	基本方針1~3の各事業		
	3 ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し【再掲】	ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し	子ども支援課・保育幼稚園課・男女共生推進室・産業政策課	82

基本方針 1**安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援****施策 1 地域における子育て支援サービスの充実**

中事業名	① 地域子育て支援拠点事業	子ども支援課、健康福祉政策課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域における子育て全般に関する支援を行う拠点施設として、公立及び私立保育所に「地域子育て支援センター」を併設し、地域の団体との連携を図りながら地域全体で子育てを支援する。 交通の利便性が高い中心市街地で、土日祝日も利用できる拠点施設として「街なか子育てひろば」を設置し、仕事や地理的事情で他の施設の利用が困難な家庭の利用促進を図る。 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> 総合子育て支援センター管理運営、公立地域子育て支援センター管理運営、私立地域子育て支援センター管理運営、夢もやい館管理運営 街なかつどいの広場事業、(植木町) つどいの広場運営 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 多くの市民が気軽に利用できるよう、広報等により周知を図り、機能の充実を図る。また、交流の場として活用するとともに、地域へ出向いた子育て支援の充実に取り組む。 	

中事業名	② 子育てほっとステーションなど (①以外)	青少年育成課、まちづくり交流室（生涯学習推進課）、各区福祉課
事業概要	<p>[児童館等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童館の適切な管理運営を行い、自由な遊びの中での集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図る。 児童館（室）において、子育てに関する情報交換を行ったり、互いに悩み事を相談できる集いの場（サロン）を設け支援を図る。 <p>[電話相談等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 24時間年中無休での電話相談や家庭相談等を受け付ける。 	
構成 細事業名	<p>[児童館等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童館管理運営（11ヶ所）、(植木町) 民間児童館活動事業助成 子ども文化会館施設管理、子育てサロン開催、「雑草の森」管理運営費助成 <p>[電話相談等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日子ども総合相談事業、福祉総合相談事業 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 利用者ニーズに即した施設運営を行うとともに、子育て支援センター等と連携してサービスの向上を図る。 子育て中の親子が気軽に集い相談・交流できるよう、周知及び内容の充実を図る。 	

中事業名	③ 地域子育て支援事業	子ども支援課、保育幼稚園課
事業概要	<p>[子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）]</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者が疾病や出産、仕事上の理由などによって児童の養育が一時的に困難又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合等に、児童福祉施設等において養育・保護を行う。また、保護者が仕事等の理由によって帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設に通所させ生活指導や食事の提供を行う。 <p>[病児・病後児保育事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校3年生までの児童等が病気又は病気回復期で集団生活が困難な時期に、専用の保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。 <p>[ファミリー・サポート・センター事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援や市民相互の触れ合いを目指して、子どもを預けたい人（依頼会員）と子どもを預かりたい人（協力会員）からなる会員組織により、地域の子育ての相互援助活動を支援する。 <p>[一時預かり事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労形態の多様化や疾病など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、就学前児童を対象に保育所などで一時預かりを行う。 <p>[利用者支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、各区で情報の提供や相談・援助を行う。 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 公立保育所一時預かり事業、私立保育所一時預かり事業助成、幼稚園型一時預かり事業 利用者支援事業、子育て支援員育成 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 各事業について、制度の周知・広報・関係機関との連携を図る。 子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業について、必要な人が利用できるような実施体制の整備や、地域需要・地域バランスを考慮しながら施設の増設を検討する。 ファミリー・サポート・センターについて、病児対応などの依頼会員のニーズの多様化に対応し、協力会員の確保に努める。 一時預かり事業について、保護者ニーズに対応するため、保育所等の自主事業を含め実施園を拡大する。 子ども・子育て支援新制度における、小規模保育・家庭的保育等の地域型保育事業や、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等の拡充により、さらなる人材確保が必要となるため、従事する「子育て支援員」の養成研修を実施し、保育従事者等の確保を図る。 	

中事業名	④ 親の学びの推進	<u>子ども支援課、生涯学習推進課・まちづくり交流室</u>
事業概要	[乳幼児ママ・パパ教室、家庭教育セミナー] <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力向上のために、保護者を対象に家庭教育の大切さや子どもとの接し方、心構え、しつけ等についての学習機会を提供する。 [家庭教育学級] <ul style="list-style-type: none"> ・公民館を拠点に保護者が主体的に行う「家庭教育に関する学習活動」を支援する。 	
構成	・乳幼児ママ・パパ教室事業	
細事業名	・家庭教育推進事業 ・主催講座開催事業	
方向性	・乳幼児ママ・パパ教室について、講座内容の充実と周知を図る。 ・家庭教育セミナーについて、学校やPTA等と連携し、学習機会の拡充を図る。 ・家庭教育学級について、学習内容の充実と活動の周知に力を入れ、学級数増を目指す。	

施策 2 保育サービス及び幼児教育の充実

中事業名	① 認定こども園の支援	保育幼稚園課
事業概要	幼稚園と保育所の機能や特長、地域における子育て支援を行う機能をあわせ持つ施設として、普及を図る。	
構成	・施設型給付	
細事業名	・保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業	
方向性	幼稚園又は保育所から認定こども園への円滑な移行並びに適切な教育・保育の実施のため必要な支援を行う。	

中事業名	② 保育所の管理・運営及び支援	保育幼稚園課
事業概要	子ども・子育て支援事業計画（熊本市幼児教育保育施設整備計画）に基づき保育所整備等を行う。	
構成	・施設型給付	
細事業名	・公立保育所管理運営　・公立保育所延長保育促進事業　・公立保育所整備（維持） ・保育料納入対策事業　・待機児童支援助成事業　・公立保育所移転新築関連事業 ・公立保育所民営化関連事業 ・私立保育所延長保育促進事業　・私立保育所運営　・児童福祉施設整備費助成 ・私立保育所団体助成等　・私立保育所文書配布等事務委託 ・保育士再就職支援研修事業　・保育所入退所関係事務 ・保育士再就職支援コーディネーター配置事業	
方向性	子ども・子育て支援事業計画（熊本市幼児教育保育施設整備計画）に基づき、計画的な整備を行うことで平成29年度中の待機児童の解消を目指す。 また、保育士等の処遇改善及び人材確保に努める。	

中事業名	③ 幼稚園の管理・運営及び支援	教育政策課、保育幼稚園課
事業概要	子ども・子育て支援事業計画（熊本市幼児教育保育施設整備計画）に基づき、適切な管理等を行う。また、幼児教育の向上に向けて必要な支援等を行う。	
構成	・私学助成（幼稚園）　・幼稚園一般管理　・幼稚園保健管理運営	
細事業名	・幼稚園給食管理運営（城南町） ・公立幼稚園一般管理運営	
方向性	子ども・子育て支援事業計画（熊本市幼児教育保育施設整備計画）に基づき、幼児教育の向上の促進を図る。	

中事業名	④ 地域型保育の充実	保育幼稚園課
事業概要	<p>3歳未満児を対象とした地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を増やすことにより、3歳未満児の待機児童の解消を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業：定員5人以下 ・小規模保育事業：定員6～19人以下 ・居宅訪問型保育事業：疾病、障がい等で個別ケアが必要な子どもを1対1で保育する事業 ・事業所内保育事業：事業所の保育施設で従業員と地域の子どもを保育する事業 	
構成 細事業名	・地域型保育給付	
方向性	子ども・子育て支援事業計画（熊本市幼児教育保育施設整備計画）に基づき、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の計画的な普及、整備を行うことで、平成29年度中に待機児童を解消するとともに、仕事と家庭が両立でき安心して産み育てられる環境づくりを進める。	

中事業名	⑤ 認可外保育施設支援	保育幼稚園課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設に対し「指導監督の指針」及び「指導監督基準」に基づく指導・監督を行うとともに助成を行う。更に、保護者への情報提供を促すことによって利用者が適切な保育サービスを選択できるようにする。 ・認可外保育施設の無資格保育従事者の資格取得支援のための代替保育従事者雇用に係る費用を助成する。 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設助成事業 ・認可外保育施設保育士資格取得支援事業 	
方向性	指導監督の徹底による児童の安全確保等に努める。	

中事業名	⑥ 保育の質の向上	保育幼稚園課、子ども支援課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の職員が出産、傷病のため、長期間休暇を必要とする場合、産休等代替職員を任用し、母体の保護を図りつつ、児童の処遇を確保する。 ・保育所のサービスについて、公正・中立な第三者機関の専門的かつ客観的な評価を受けることで、事業実施における具体的な問題点を確認し、サービスの質の向上に係る取り組みを推進する。また、利用者が保育サービスの内容を把握できるよう、評価結果を公表する。 ・保育所の職員が子どもに関わる多くの課題に対応できるよう知識と技術を学び、より高い専門性を身に付けていくため職員研修を実施する。 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・産休等代替職員経費助成 ・子育て支援員育成（再掲） 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価について、私立保育所に対しては、第三者評価事業の普及啓発に努め、第三者評価を実施していく。 ・職員研修について、幼稚園、小学校・中学校等と連携し、研修体制と研修内容の充実及び職員の質の向上を図る。 ・子ども・子育て支援新制度における、小規模保育・家庭的保育等の地域型保育事業や、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等の拡充により、さらなる人材確保が必要となるため、従事する「子育て支援員」の養成研修を実施し、保育従事者等の確保を図る。 	

施策3 放課後児童対策の推進

中事業名	放課後児童対策関連事業 <u>青少年育成課、指導課、スポーツ振興課</u>
事業概要	[放課後児童クラブ（児童育成クラブ等）] ・保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象とする「児童育成クラブ」等を適切に運営する。 [放課後子供教室] ・放課後における児童の安全安心な居場所づくりの一環で、学校施設等を活用して、学びノート教室の開催等、学習や体験活動の機会等を提供する「放課後子供教室」を実施する。
構成 細事業名	[放課後児童クラブ（児童育成クラブ等）] ・児童育成クラブ管理運営、児童育成クラブ施設整備 [放課後子供教室] ・学びノート教室開催、子どもスポーツ教室開催 [その他] ・ファミリー・サポート・センター事業（再掲）
方向性	・放課後児童クラブ（児童育成クラブ等）について、子ども・子育て支援事業計画に基づき、適切な整備等を行う。 ・国が策定した放課後子ども総合プランに基づき「運営委員会」を設置し、学校施設の活用方策等も含めた放課後児童対策について協議を行う。

施策4　社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援

中事業名	① 児童虐待防止対策	<u>児童相談所、子ども支援課、青少年育成課、各区保健子ども課、男女共生推進室</u>
事業概要	<p>[児童に関する各種相談・措置等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の子どもの養育相談や障がい、非行などの子どもに関する様々な相談への対応や虐待対応協力を行い、場合によっては立入調査や一時保護、施設入所措置等の権限を行使し、児童の健やかな成長を支援していく。 <p>[要保護児童対策地域協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等の適切な保護及び支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行い、関係機関の円滑な連携・協力を確保する。 <p>[児童虐待相談員等の配置、児童虐待防止啓発等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の予防、早期発見、早期対応への積極的な取り組みを進めるため、各区保健子ども課を要保護児童等の相談・通告窓口とし、要保護児童等対応専任職員に加え、社会福祉士等有資格者の児童虐待相談員を配置するなど、相談体制を整備する。相談援助活動に携わる職員は、専門知識・技術を必要とするため、職員の派遣研修等を実施し、相談対応能力の向上を図る。 ・児童虐待防止啓発ポスター及びパンフレットの配布や11月の児童虐待防止推進月間を中心にオレンジリボンキャンペーンの実施等を通じ、児童虐待に対する市民の关心と理解を深めることによって、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応につなげる。 ・配偶者からの暴力（DV）の根絶に向け、女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）等を通じた啓発・広報を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター事業を実施し、配偶者等からの暴力に関する相談体制・支援体制の充実を図る。 	
構成細事業名	<p>[児童に関する各種相談・措置等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング強化事業、一時保護機能強化事業、児童入所施設措置、児童自立支援施設事務委託事業（児童自立支援施設措置）、夜間・休日子ども相談事業（再掲） <p>[要保護児童対策地域協議会、児童虐待相談員等の配置、児童虐待防止啓発等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会運営、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、オレンジリボンキャンペーン ・配偶者暴力相談支援センター事業、男女共同参画啓発事業 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・相談及び支援体制の充実・強化と職員の資質や専門性の向上を図り、児童虐待の予防と早期発見及び早期対応、迅速な対応と適切な保護に努める。 ・要保護児童対策地域協議会における一層の情報の共有と連携の強化を図り、相談及び支援体制の充実と関係者の資質の向上に取り組む。 ・様々な機会に広報・啓発を行い、相談・通告先の周知に努める。 	

中事業名	② 社会的養護	児童相談所、子ども支援課
事業概要	児童養護施設等の家庭的養護推進のため「熊本県家庭的養護推進計画」を策定し、施設の小規模化をはじめ、社会的養護体制の充実を図るための支援を行う。また、里親制度の普及並びに里親委託推進のための支援を行う。	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所管理運営、一時保護所管理運営 ・身元保証人確保対策事業 ・児童入所施設活動支援 ・産休等代替職員経費助成 ・里親制度普及促進事業、里親委託推進支援事業 ・法的対応機能強化事業 ・児童福祉施設小規模施設整備事業 	
方向性	「熊本県家庭的養護推進計画」に基づき適切な整備を行うとともに、社会的養護体制の充実を図る。また、里親制度の普及並びに里親委託の促進を図る。	

中事業名	③ 障がい児施策	障がい保健福祉課、子ども発達支援センター、 保育幼稚園課、児童相談所、総合支援課
事業概要	<p>[子ども発達支援センターによる支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行う。 ・身近な場所で、子どもの障がい特性や子育ての方法を学べる場や保護者同士の相互交流が出来る場を提供する。 <p>[発達障がい者支援センターによる支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児(者)及びその家族などが豊かな地域生活が送れるように、相談支援、発達支援、就労支援を行うとともに、関係施設や関係機関との連携を図り普及啓発や研修を行う。 <p>[地域療育体制の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるよう、各施設や医療機関、相談窓口等の連携を深める。 ・支援のための関係機関のネットワーク化を推進する取り組みを行う。 ・障がい児に対する理解を促進し、地域での協力及び支援を促すため、療育に関する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及や啓発を行う。 <p>[児童発達支援、医療型児童発達支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う（医療型は医療の提供を伴う。）。 <p>[放課後等デイサービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 <p>[保育所等訪問支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等に通う障がい児に対して、保育所等を訪問し、障がい児以外との集団生活の適応のため専門的な支援を行う。 <p>[私立保育所障害児保育助成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児を受け入れている施設に対し、保育士雇用にかかる費用を助成する。 	

	<p>[短期入所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭において一時的に介護が困難となった場合や介護者の休息のため、障がい者(児)を施設における短期間の受け入れを行う。 <p>[日中一時支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等を介護している家族の一時的な休息のため、施設において見守り及び日常的な訓練を行う。 <p>[障害児相談支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害児相談支援事業者による、障害児通所支援の支給決定時の障害児支援利用計画の作成、及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）について、障害児相談支援給付費を支給する。 <p>[障害児等療育支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の心身障がい児(者)等の地域における生活を支えるため、訪問・外来などによる療育指導を行う。 <p>[夏休みの障がい児・家族支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み期間中に障がい児の生活リズムの維持と、家族の介護負担の軽減を図る。 <p>[難聴児補聴器購入費助成事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障がいのある児童に対して、補聴器の購入費用の一部を助成する。 <p>[医療費助成など]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児(者)に対し医療費の全部又は一部を助成する。その他各種手当等を支給する。 <p>[障害児施設利用負担助成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設利用負担額の半額を助成する。 <p>[特別支援教育事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動において支援を要する幼稚園・小中学校に対して、幼児児童生徒の安全の確保及び学習環境の改善を図るため、担任の補助となる臨時の任用職員(学級支援員)を派遣する。
構成 細事業名	<p>[子ども発達支援センターによる支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達支援センター運営、子育て安心親支援事業、子育てスマイルサポート事業 <p>[発達障がい者支援センターによる支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者支援センター運営事業 <p>[地域療育体制の整備]　・地域療育関連</p> <p>[児童発達支援、医療型児童発達支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援給付事業、医療型児童発達支援給付事業 <p>[放課後等デイサービス]　・放課後等デイサービス給付事業</p> <p>[保育所等訪問支援]　・保育所等訪問支援給付事業</p> <p>[私立保育所障害児保育助成]　・私立保育所障害児保育助成</p> <p>[短期入所]　・短期入所事業</p> <p>[日中一時支援]　・日中一時支援事業</p> <p>[障害児相談支援]　・障害児相談支援給付事業</p> <p>[障害児等療育支援]　・障害児等療育支援事業</p> <p>[夏休みの障がい児・家族支援事業]　・夏休みの障がい児・家族支援事業</p>

	<p>[医療費助成など]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難聴児補聴器購入費助成事業、重度心身障害者（児）医療費助成など <p>[障害児施設利用負担助成] 　・障害児施設利用負担助成</p> <p>[幼稚園障害児教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・碁台幼稚園障害児教育関連、幼稚園障害児教育 <p>[児童発達支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立児童発達支援事業、基幹型児童発達支援事業 <p>[特別支援教育事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級支援員派遣事業、笑顔いきいき特別支援教育推進事業、特別支援教育担当者スキルアップ派遣事業
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達支援センターや発達障がい者支援センターでは、障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるように、個々の状況に応じた支援に努める。 ・地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるよう、各施設や医療機関、相談窓口等の連携を深めるとともに、支援のための関係機関のネットワーク化を推進し、ネットワーク型の地域療育体制を充実する。 ・障がいのある子どもの家族支援の充実に努めるとともに、早い段階から身近な地域で必要な療育が受けられるよう、療育や訓練を行う障害児通所支援事業など（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など）のサービスの拡充を図る。

施策5 母子・父子家庭の自立支援の推進

中事業名	① 子育て・生活支援	子ども支援課
事業概要	<p>[日常生活支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭及び父子家庭の者が、通学や疾病、冠婚葬祭等により一時的に日常生活の援助や保育サービスが必要となる場合に、登録された家庭生活支援員を派遣し、身の回りの世話を等を行う。 <p>[児童訪問援助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の児童を対象に、気軽に相談できる相手として大学生等（児童訪問援助員）を家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに生活面の指導を行う。 <p>[母子生活支援施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者のない女子等及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭児童訪問援助事業 母子生活支援施設措置 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援について、事業の周知を図るとともに、家庭生活支援員の質の向上を図る。 児童訪問援助事業について、親及び児童に対して十分な面接を実施するとともに、派遣後も児童訪問援助員からの報告書を基に親及び児童に対する相談・指導を継続して実施する。 母子生活支援について、相談体制の充実を図り適切な措置を行うとともに、支援体制の充実を図る。 	

中事業名	② 就業支援、養育費の確保	子ども支援課、男女共生推進室、産業政策課
事業概要	<p>[就業支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の母または父が安定した職に就くことを目的として、本市が指定した資格取得のための講座等を受講し終了した場合、受講料の一部を助成し、ひとり親家庭の自立促進を支援する。 ひとり親家庭の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間のうち一定期間において助成金を支給する。 児童扶養手当受給者で、就労意欲がありながら十分な就労が行えていない者に対し、相談員が面接等を実施し個人毎の自立支援計画書を作成し、関係機関等との連携をとりながら、個別毎に継続的な就労支援を行う。 熊本市母子・父子福祉センター内に、熊本市ひとり親家庭無料職業紹介所「J サロン・水前寺」を開設し、相談者等の希望する雇用条件等を登録するとともに、希望内容にあった求人情報等の提供・斡旋等を行う。 男女共同参画センターはあもにいにおいて、資格取得等の就労支援やキャリアアップ等の能力開発に向けた各種講座を行う。 	

	<p>[母子家庭の母等雇用対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた本市在住の母子家庭の母等を、公共職業安定所の紹介により常時雇用した本市内に事業所を有する事業主に対し雇用奨励金を交付する。 <p>[養育費の確保]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め率や、受け取り率の向上により、ひとり親家庭の生活の安定を図る。
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭高等技能訓練促進費給付事業 ・母子・父子自立支援員設置事業、母子・父子家庭自立支援プログラム策定員設置事業 ・母子・父子福祉センター管理運営 ・就労支援事業・能力開発事業（男女共同参画センターはあもにい） ・障がい者・母子家庭の母の雇用対策事業 ・養育費相談員設置事業
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・講座、養成訓練、助成金等の制度の周知を図り、ひとり親家庭等の就業支援等、自立促進の向上に努める。 ・円滑な就労支援を行うための方策を検討するとともに、関係機関との連携を図りながら、就労支援を進めていく。 ・養育費確保支援事業についての周知を行い、養育費受取率の向上を図り、自立支援を促進する。

中事業名	③ 経済的支援	子ども支援課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の母・父又は養育する者に対して児童扶養手当の支給を行う。 ・ひとり親家庭等の健康の増進及び福祉の向上を図ることを目的として、受給資格者が医療機関に支払う一部負担金の一部を助成する。 ・母子家庭等の経済的自立と生活の安定、児童福祉の向上を図るために各種資金の貸付を行う。 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当給付事業 ・ひとり親家庭医療費助成 ・母子寡婦福祉資金貸付事業、母子寡婦福祉資金償還促進事業 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するとともに、事業の周知を図り適切な給付・貸付を行う。 	

施策6 子どもの貧困対策の推進

中事業名	子どもの貧困対策	子ども支援課、学務課、保護管理援護課
事業概要	<p>[就学支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒のため、保護者に対し学用品費・学校給食費等の援助を行う。 <p>[奨学金貸付]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校大学等に在学する者で、経済的理由により就学が困難な者に対し奨学金の貸付を行う。 <p>[学習支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度より、生活保護受給者世帯の中学校2、3年生を対象として実施していた高校進学等健全育成事業については、平成27年度から生活困窮者自立支援法の学習支援として引き続き実施する予定である。 <p>[就労支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者、生活保護受給者世帯、児童扶養手当受給世帯に対するきめ細やかな就労支援を行うとともに、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、中央区へ生活困窮者に対する自立相談支援の窓口を設置し、本格的な相談や就労支援を実施する。 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中就学援助 ・奨学金貸付事業 ・高校進学等健全育成支援事業（学習支援事業） ・自立相談支援事業 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困の連鎖の解消を図るため、必要な学習機会の提供や奨学金の貸付等による適切な支援を行う。 ・高校進学等健全育成支援事業について、事業対象者の進学率の向上を図る。 	

施策 7 子育てにおける経済的支援の適切な実施

中事業名	① 児童手当給付	<u>子ども支援課、各区保健子ども課</u>
事業概要	子育ての経済的負担を軽減するため、中学生以下の子どもの養育者に児童手当を支給する。	
構成 細事業名	・児童手当給付事業	
方向性	・制度の周知を図り、適正な給付に努める。	

中事業名	② 子ども医療費・その他医療費助成	<u>子ども支援課、各区保健子ども課、障がい保健福祉課</u>
事業概要	<p>[子ども医療費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育者の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健康保持と健全な育成を図るため、小学3年生までの子どもの医療費を助成する。 <p>[その他医療費助成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、未熟児養育や18歳未満の身体障がい児等への医療費助成を行う。 <p>[特定不妊治療費助成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について費用の一部を助成し経済的負担軽減を図る。 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費助成 ・未熟児養育医療・療養援護事業 ・小児慢性特定疾病医療費支給 ・自立支援医療費（育成医療）支給 ・重度心身障害者（児）医療費助成（再掲） ・特定不妊治療費助成事業 	
方向性	・制度の周知を図り、適正な給付に努める。なお、子ども医療費の対象年齢の拡充にあたっては、持続可能な制度設計の検討を進める。	

中事業名	③ 助産施設入所	<u>子ども支援課</u>
事業概要	経済的理由により入院・助産を受けることが困難な妊娠婦を入所させ、助産を受けることを可能にする。	
構成 細事業名	・助産施設措置事業	
方向性	制度の周知を図り適切な支援を行う。	

中事業名	④ 就園奨励、その他	保育幼稚園課、廃棄物計画課
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・市立幼稚園の保育料減免や私立幼稚園へ補助金交付を行い、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担を軽減する。・3歳未満の乳幼児がいる家庭や障がい者（児）のいる家庭の子育て支援の一環として、一定枚数の指定ごみ袋の交付を行う。	
構成	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園就園奨励事業	
細事業名	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児世帯へのゴミ袋交付事業	
方向性	<ul style="list-style-type: none">・制度の周知を図り、適正な給付等に努める。	

基本方針 2

子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援

施策 1 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進

中事業名	<p>① 妊娠前から妊娠・出産期までの支援</p> <p>子ども支援課、各区保健子ども課、児童相談所、市民病院経営企画課</p>
事業概要	<p>[妊婦・乳児健康診査事業、妊婦歯科検診事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の健康増進を図るため、健康診査費用や歯科検診費用を助成し、安心して妊娠・出産できる環境を整える。また、乳児の栄養状態、精神、運動機能の発達等を診察し、疾病又は障害の早期発見や育児不安の解消を図るとともに、生活、離乳、予防接種についての指導を行う。 <p>[先天性代謝異常等検査事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児について血液検査を行い、障害の原因となる異常を早期に発見し、必要な支援を行うことにより、これらの者の障害の発現を防止する。 <p>[特定不妊治療費助成事業]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について、費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図る。 <p>[総合周産期母子医療センター管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期の妊産婦及び新生児に対して、母体・胎児集中治療管理室（MFICU）を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室（NICU）を含む新生児病棟を備え、母体又は児におけるリスクの高い妊娠を対象とした周産期医療を行う。 <p>[妊娠・子育て悩み相談事業など]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠に関する悩み、子育ての不安、経済的支援など多岐にわたる相談に24時間体制で電話対応し、妊娠・子育ての安心・安定を図る。また、相談者の悩みに応じて適切な相談機関等に繋ぎ、支援制度等についての情報提供を行う。さらに、市民病院助産師外来においても妊娠・出産・母乳育児に関するホットラインを設置し各種相談に助産師が24時間対応する。 <p>[母親のこころのケア推進事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産後うつ病等により支援を必要とする母親を早期に発見し、継続的な支援を行うことにより、産後うつ病等の回復の手助けや良好な母子関係の樹立を図る。
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦・乳児健康診査事業、妊婦歯科検診事業 ・先天性代謝異常等検査事業 ・特定不妊治療費助成事業（再掲） ・総合周産期母子医療センター管理運営 ・妊娠相談整備事業 ・母親のこころのケア推進事業
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の健康管理の充実を図るため、受診率等の向上を図る。 ・各事業について制度の周知を図る。 ・総合周産期母子医療センターについて、地域周産期母子医療センター等と連携し、周産期

	医療体制の充実を図る。 ・妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図るため、市民を対象とした講演会を開催する。
中事業名	② 乳幼児期における支援 子ども支援課、各区保健子ども課、障がい保健福祉課
事業概要	<p>[乳児・幼児健康診査事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児の栄養状態、精神、運動機能の発達等を診察し、疾病又は障害の早期発見や育児不安の解消を図る。また、幼児の健全な発育と健康の保持・増進のため、健康診査等を実施する。 <p>[乳幼児経過観察健診事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診後のフォローのため、運動発達遅滞の疑いや発育不良などのハイリスク乳幼児に対して専門医による診察や保健・栄養指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育・発達を促す。 <p>[乳幼児等保健指導]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健やかな成長や育児不安の解消を図るため、乳幼児を持つ保護者を対象に育児相談や健康づくり教室、育児学級等を開催し、情報を提供する。
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健康診査事業（再掲）、幼児健診事業 ・子ども医療費助成（再掲） ・未熟児養育医療・療育援護事業（再掲） ・小児慢性特定疾病医療費支給（再掲） ・自立支援医療費（育成医療）支給（再掲）
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムを活用しながら、こんにちは赤ちゃん事業の実施状況等も確認しつつ、乳幼児健診未受診者のフォローの充実を図る。 ・乳幼児経過観察の結果、必要に応じて療育等の早期支援につなげる。 ・育児相談窓口等の啓発を行い、タイムリーな相談が実施できるようにする。 ・支援が必要な妊産婦等、全ての対象者の訪問を目指すとともに、地域の子育て支援活動の充実を図る。

中事業名	③ 歯科保健推進 健康づくり推進課
事業概要	子どもの頃からの基本的な生活習慣を身につけるとともに、むし歯予防に効果的なフッ化物の利用を推進する。
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健推進事業 ・フッ化物洗口新規導入支援事業
方向性	保育所・幼稚園でのフッ化物洗口の更なる推進を図る。

中事業名	④ 予防接種	感染症対策課
事業概要	予防接種対象疾病となっている感染症の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づく予防接種を公費負担で実施し、公衆衛生の向上・増進に寄与する。	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・二種混合、三種混合、四種混合、麻しん風しん混合（MRワクチン）、BCG、 ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）、不活化ポリオ、 ヒブ・小児用肺炎球菌、日本脳炎、水痘 	
方向性	各種広報や個別通知の送付、予防接種管理システムを活用した未接種者への勧奨などを実施し、予防接種率の向上を図る。	

中事業名	⑤ 母子保健相談指導・訪問など	子ども支援課、各区保健子ども課
事業概要	<p>[母子保健相談指導事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の母体の保護や疾病及び異常を予防し、健やかに産み育てるため、母子健康手帳の交付及び妊産婦や乳幼児を対象とした母親学級や保健指導を実施する。 <p>[こんにちは赤ちゃん事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつける。 <p>[母子保健訪問指導]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子の健康の保持増進・疾病予防、育児不安の解消等を図るため、未熟児のいる家庭や支援が必要な妊産婦・乳幼児等がいる家庭を訪問する。 <p>[親育ち支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児困難感や育児不安感を持つ保護者が、親同士の情報交換や交流の場に参加し、子どもへの関わり方等を学ぶことで、孤立感や育児不安等の解消を図り、健やかな子育てができるよう支援する。 <p>[養育支援家庭訪問事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健訪問指導やこんにちは赤ちゃん事業等によって支援が必要と判断された家庭に対して、ケース検討会議を開催して支援の方針決定等を行い、保健師が直接支援を行うほか、ホームヘルパーによる家事、育児の援助や助産師等による訪問支援を行う。 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健相談指導事業 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・親育ち支援事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・子育て支援センター（再掲） 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん事業の制度の周知を図るとともに、支援を必要とする家庭を早期に発見し、必要な支援や地域の子育て支援活動につなげていく。 ・親育ち支援事業について、現在各区で実施している内容がほぼ同じであるため、事業効率化の観点から、委託を検討する。 ・特に養育支援が必要な家庭に対して、適切な支援を行う。 	

施策2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

中事業名	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 <u>健康教育課、感染症対策課、医療政策課、子ども支援課、こころの健康センター、健康づくり推進課</u>
事業概要	<p>[子ども・若者総合相談センター運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者やその家族などを対象に、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じるとともに、緊急性や専門性が高い相談については専門相談機関へつなぐことにより適切な支援を行う。 <p>[妊娠・子育て悩み相談事業]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠に関する悩み、子育ての不安、経済的支援など多岐にわたる相談に24時間体制で電話対応し、妊娠・子育ての安心・安定を図る。また、相談者の悩みに応じて適切な相談機関等に繋ぎ、支援制度等についての情報提供を行う。 <p>[若者に対する結婚、妊娠、出産、子育てに関する意識啓発事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化や未婚化・晩婚化の現状、晚産化のリスクなど、結婚から子育てについての正しい知識の情報提供を行う。 <p>[要保護児童対策地域協議会]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等の適切な保護及び支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行い、関係機関の円滑な連携・協力を確保する。 <p>[性に関する指導・薬物乱用防止教育推進事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に対して発達段階に応じた性に関する指導を実施するために、各校の性に関する指導担当教員の指導力向上を図る。また、パンフレットの配布や出前講座の開催等により、薬物乱用防止のための普及啓発を行うとともに、飲酒、喫煙、薬物の危険性や有害性を児童生徒に認識させる教育の推進、指導者の養成並びに指導力の向上を行う。 <p>[エイズ及び性感染症対策事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エイズ及び性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行い、感染予防と偏見・差別意識の解消を図る。また、相談検査体制を充実し、感染を早期発見する。さらに、適切な時期に医療を受ける体制をつくり、感染者の支援を図る。 <p>[ひきこもり相談など]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりで悩む本人またはその家族が孤立し、問題が長期化・重症化しないようひきこもり専用相談窓口の設置をする。 ・こころの健康についての相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進、各関係機関への技術支援などを行う。 <p>[赤ちゃんとのふれあい体験事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高生や大学生を対象に、絵本の読み聞かせ、手遊び、リズム遊び等の乳幼児の世話や遊びの体験等の乳幼児と触れ合う機会を設ける。 <p>[フッ化物洗口事業]</p> <p>子どもの健康課題のひとつであるむし歯予防の取組みとして、学校及び関係団体と連携を図りながらフッ化物洗口の普及を目指す。</p>

構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none">・子ども・若者総合相談センター・妊娠相談整備事業・少子化対策推進事業・要保護児童対策地域協議会運営（再掲）・性に関する指導・薬物乱用防止教育推進事業・エイズ及び性感染症対策事業・赤ちゃんとのふれあい体験事業・ひきこもり相談、精神保健相談、こころの健康相談・フッ化物洗口事業
方向性	<ul style="list-style-type: none">・家庭、地域、関係機関等と連携した思春期の健康づくりの推進に努めていく。・エイズ検査を受けやすい相談検査体制の充実を図る。・赤ちゃんとのふれあい体験事業について、事業の周知を図り、多くの中高生や大学生が体験できるよう機会を拡充する。・学校及び関係団体と連携を図りながらフッ化物洗口の普及を図る。

施策3 食育の推進

中事業名	食育の推進	健康づくり推進課、保育幼稚園課、健康教育課
事業概要	<p>[栄養改善・食育推進事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの健全な食生活を実践するため、健康相談等を通して、共食の重要性や体験を通じた食育の推進を図る。 ・乳幼児期の子どもたちとその保護者の食育に携わる保育所・幼稚園、地域支援者と協働でそれぞれの専門性を活かした地域における食育活動を展開する。 <p>[学校給食・食育推進事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での「ふれあい給食」の実施、保育所・幼稚園での食育に関する計画の策定、保育所での給食実物等の展示等を通じ、食育の推進を図る。 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進ネットワーク事業、子どもの食育推進事業、食の安全安心・食育推進事業 ・学校給食・食育推進事業 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における関係団体の連携を促進し、食育推進を図る。 ・学校給食・保育所給食を「生きた教材」として活用し、経験を通して食の大切さを学ぶことができるよう取り組みを進める。 	

施策4 小児医療（救急医療体制）の確保

中事業名	小児医療（救急医療体制）の充実	医療政策課
事業概要	<p>いつでも安心して子育てができるよう、緊急時等の小児救急医療体制を次のとおり整える。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 休日・夜間急患センターにおける毎夜間・休日の小児科診療 ② 在宅当番医制による休日小児科診療 ③ 年末年始期間における休日・夜間急患センターでの24時間小児科診療 ④ 年末年始期間における在宅当番医制による小児科診療 ⑤ 小児救急電話相談（熊本県の事業） 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療対策事業 	
方向性	<p>小児の救急患者は年々増加傾向にある。今後も医師会や大学病院などの医療機関の協力を得ながら現在の小児救急体制を維持していくとともに、市民へ適切な救急医療の利用についての広報啓発に努める。</p>	

施策 5 子どもの権利の保障

中事業名	子どもの権利の保障	<u>人権推進総室、人権教育指導室、広聴課</u>
事業概要	<p>[人権啓発事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発セミナー、人権啓発作品公募などの市民参画型の人権啓発事業を通して、人権に対する意識を高める。 <p>[子どもフォーラム開催運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見表明の機会を確保するとともに、「児童の権利に関する条約」の周知を図る目的で「子どもフォーラム」を開催する。 <p>[子どもたちとのゆめトーク]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市のまちづくりや将来像等について、市長と中学生が自由に意見交換を行い（夢を語り合い）、子どもたちにまちづくり等への関心を持たせ、まちづくりへの参加意識の醸成を図るとともに、その意見を市政に反映させる。 <p>[いじめ・不登校対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校対策事業では、各学校の相談室に「心のサポート推進員」の配置や、熊本大学教育学部と連携し不登校等児童生徒に対する大学生「ユア・フレンド」の派遣、急激な環境の変化等による先進的な悩みや不安等を抱える児童生徒の緊急的なカウンセリングや事件事故等において被害を受けた児童生徒・保護者的心のケア等を行う相談員の派遣を行う。 <p>[子ども・若者総合相談センター運営]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者やその家族などを対象に、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じるとともに、緊急性や専門性が高い相談については専門相談機関へつなぐことにより適切な支援を行う。 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発事業 ・子どもフォーラム開催運営 ・子どもたちとのゆめトーク ・いじめ・不登校対策事業 ・いじめ防止対策推進法関連事業 ・子ども・若者総合相談センター運営（再掲） 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発事業を効果的に進めるとともに、関係機関との連携を強化し、それぞれの団体等が行う人権教育啓発事業を支援する。 ・市長との直接対話を通して、子どもたちの市政への関心を高めるとともに、意見を幅広く把握し、本市施策に反映していく。 ・学校や地域において、子どもの意見表明の集会等の継続的な実施を推進する。 	

施策 6 学校教育の推進

中事業名	学校教育の推進	教育委員会事務局
事業概要	<p>[乳幼児時期における教育の推進] （私学助成（幼稚園）、児童館など（再掲））</p> <p>[心の教育推進事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナイストライ事業では、地域や自然の中での勤労生産活動、職場体験活動、ボランティア・福祉体験活動等を通じて生徒の豊かな心を育み、子どもの勤労観就業観や主体的・実践的な態度を育成する。 ・就労体験学習事業では、緑化活動、勤労体験活動等を行い、食育や農業への理解を深め、子どもの社会性を養い豊かな心を育む。 ・幼児教育事業では幼少の円滑な接続を図るため、就学前手引書として「ピカピカ1年生力レンダー」を作成し、就学児健康診断等の際に配布する。 ・子ども議会では、次代を担う子ども達の市政に対する意見を聞くとともに、子ども達が熊本の暮らしや未来について語り合う場を提供し、将来の熊本市を担う市民としての意識の高揚を図る。 <p>[教育相談等事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校対策事業では、各学校の相談室に「心のサポート推進員」の配置や、熊本大学教育学部と連携し不登校等児童生徒に対する大学生「ユア・フレンド」の派遣、急激な環境の変化等による先進的な悩みや不安等を抱える児童生徒の緊急的なカウンセリングや事件事故等において被害を受けた児童生徒・保護者の心のケア等を行う相談員の派遣を行う。（再掲） ・いじめや不登校をはじめ生徒指導上の諸問題など学校だけでは解決が困難な問題について、スクールソーシャルワーカー(SSW)を小中学校に派遣する。また、いじめ・不登校・暴力行為などの児童生徒の問題行動等に関して高度な専門的知識、技能に基づいた専門的カウンセリング等による対応を行うためスクールカウンセラー(SC)を配置する。 <p>[特別支援教育事業]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動において支援を要する幼稚園・小中学校に対して、幼児児童生徒の安全の確保及び学習環境の改善を図るため、担任の補助となる臨時の任用職員(学級支援員)を派遣する。 <p>[人権教育推進事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、教職員等の人権尊重の精神を高めるとともに、様々な人権問題や差別をなくしていく実践力を身につけるため、各校・園における研修の実施や校長・園長・教諭等が参加するの各種人権教育研修会を実施する。 ・子どもの意見表明の機会を確保するとともに、「児童の権利に関する条約」の周知を図る目的で「子どもフォーラム」を開催する。（再掲） <p>[教育内容充実事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導を行うために、少人数学級や少人数指導を実施する。また、その効果を高めるため、研究推進体制を構築し、指導方法の共有化や授業力の向上に取り組み教職員の指導力の向上を図る。 ・基礎学力の確実な定着を図るため、問題集「学びノート」を作成し、その活用を通じて学ぶ意欲や学びの習慣化を目指し子どもたちの基礎学力の定着を図る。 	

- ・総合的な学習の時間の内容充実を図り「生きる力」の育成を図るとともに、円滑な学習が行われるよう学習環境の整備を行う。
- [学校図書館充実事業]
- ・学校図書館の機能の充実と円滑な運営を行うため、図書館主任や司書教諭の補助として補助員を配置するとともに、蔵書の充実を図るために国が定める学校図書館図書標準を全ての小中学校で達成するよう図書の購入を進める。
- [就学支援事業]
- ・就学援助として、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒のため、保護者に対し学用品費・学校給食費等の援助を行う。(再掲)
- [国際教育事業]
- ・ブラッシュアップアッピングリッシュ事業では、子ども達にグローバル社会に求められる英語力と異なる国や文化の人々と積極的にコミュニケーションを図る態度を育てるためイングリッシュキャンプなどの体験活動的英語教育を実施するとともに、英語教育の早期化を見据え、拠点校配置などによる研究を進める。
- [情報教育事業]
- ・学校や公民館、市立図書館等の間を光回線等により結び、快適かつ安全なネットワークを構築し、適切な運用な活用支援を行う。
- [教職員研修事業]
- ・各種研修を実施することにより教職員の資質及び指導力の向上を図る。
- [健康づくりの推進事業]
- ・性に関する指導・薬物乱用防止教育推進事業では、各小中学校において、指導案集や指導資料集などを活用しながら、発達段階に応じた指導を進めている。また、教職員を対象とした専門家等による研修会の開催や授業研修会、実践発表を通じて指導力の向上を図っている。(再掲)
 - ・子どもの健康づくり・体力向上推進事業では、「いきいき健康づくりプログラム」等を活用しながら児童生徒の体力向上と健康の増進に取り組む。また、「体力向上のための推進委員会」を設置し、運動部活動のあり方の検討とあわせ体力向上に向けた新たなプログラムを作成する。さらに、肥満度20%以上の児童生徒及びその保護者に対して健康手帳を配布し、自己管理を徹底させるとともに小児生活習慣病予防検診を実施することにより生活習慣病予防を図る。
- [学校給食充実事業]
- ・学校給食・食育推進事業では、楽しい食事を通じた健やかな心身の育成及び生涯を通じて望ましい食生活を営む態度を養うことを目的として、地域の人たちを学校に招き交流を深め、一緒に給食を食べる「ふれあい給食」活動を実施する。(再掲)
- [学校施設整備事業]
- ・老朽化し構造的に耐力が不足している校舎等について改築を行うとともに、教室不足を解消するための増築を行う。また、分離新設校を建設する。
- [学校安全推進事業]
- ・こどもひなんの家の設置など危機管理体制の充実、AEDの維持管理など安全な環境の保持を図るとともに、登下校を含め安全な学校生活を送るために各学校における学校安全対策協議会の定期的な開催による家庭、地域や関係団体との連携強化及び共通理解を深める。
- [学校給食施設整備事業]

	<ul style="list-style-type: none">・ウェットシステムの給食施設を学校給食衛生管理基準に沿ってドライシステムへ改修するほか、新設する給食施設についてもドライシステムを採用し整備する。 <p>[学校地域連携事業]</p> <ul style="list-style-type: none">・学校・地域連携推進事業では、地域の人々が教育活動等様々な分野で学校を支援する「学校支援ボランティア」の充実を図るとともに、保護者や地域住民等の助言を聴き、それを学校運営等に活かす「学校評議員制度」を活用し、地域と連携協力した開かれた学校づくりを進める。・「幼小中連携の日」の交流については、協調性や思いやりの心を育むとともに、教育内容や児童生徒の相互理解を深めるために、学校・園間の連携や交流を推進する。同一校区内の幼保小がそれぞれの教育活動等の理解を深める場として、学期に1回「幼小中連携の日」を設定し、学校(園)間の連携を推進している。
構成 細事業名	<p>[乳幼児時期における教育の推進] (私学助成(幼稚園)、児童館管理運営など(再掲))</p> <p>[心の教育推進事業]</p> <ul style="list-style-type: none">・ナイストライ事業、勤労体験学習事業、子ども議会、こどもエコセミナー事業、幼児教育事業、感性をみがく教育の推進(芸術)、ふるさとに学ぶ教育充実事業、道徳教育総合支援事業、各種団体助成 <p>[教育相談等事業]</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめ・不登校対策事業(再掲)、教育相談等事業、スクールソーシャルワーカー(SSW)配置事業、スクールカウンセラー配置事業、学校非公式サイト等パトロール事業、いじめ防止対策推進法関連事業(再掲) <p>[特別支援教育事業] (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none">・学級支援員派遣事業、笑顔いきいき特別支援教育推進事業、特別支援教育担当者スキルアップ派遣事業 <p>[人権教育推進事業]</p> <ul style="list-style-type: none">・人権教育事業、子どもフォーラム(再掲) <p>[教育内容充実事業]</p> <ul style="list-style-type: none">・少人数学級事業、総合的な学習の時間推進事業、就職支援キャリア・アドバイザー、教育指導行政事業、「学びノート教室」開催(再掲)、小中一貫教育関係、学力向上対策事業、子ども読書活動推進事業 <p>[学校図書館充実事業]</p> <ul style="list-style-type: none">・小・中学校図書館充実事業、学校図書館支援センター推進事業 <p>[就学支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none">・小・中就学奨励事業、小・中就学援助事業(再掲) <p>[国際教育事業]</p> <ul style="list-style-type: none">・英語指導者招致事業、国際教育関係事業、ブラッシュアップイングリッシュ事業 <p>[情報教育事業]</p> <ul style="list-style-type: none">・地域教育情報ネットワーク事業 <p>[教職員研修事業]</p> <ul style="list-style-type: none">・教職員研修事業、教職員の資質・指導力向上事業、授業力向上支援員派遣事業、県費負担教職員人事管理経費、健康教育関連教職員研修、管理職リーダーシップ向上経費 <p>[健康づくりの推進事業]</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・性に関する指導・薬物乱用防止教育推進事業(再掲)、子どもの健康づくり・体力向上推進事業、保健体育行政経費、夏休みプール開放事業 [学校給食充実事業] ・学校給食・食育推進事業（再掲） [学校施設整備事業] <ul style="list-style-type: none"> ・小・中義務教育施設整備、特別支援学校建設事業（小中学部・高等部） [学校安全推進事業] ・学校安全推進事業 [学校給食施設整備事業] 小・給食室施設整備事業、中・共同調理場施設整備事業 [学校・地域連携事業] ・学校・地域連携推進事業
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市教育振興基本計画に基づき、人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、自然体験や農業・漁業等の勤労体験などの様々な体験的学習の充実に努める。 ・子どもたちの悩みや不安に対して、問題解決の支援を行う相談体制を充実するとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して適切な指導を行うため、特別支援教育の充実を図る。 ・教職員の指導力の向上に努めるとともに、35人以下の少人数学級や少人数指導などを活用し、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導を行い、学ぶ楽しさや分かる喜びのある授業を行う。 ・子どもたちの体力の向上と健康づくりの推進を図るために体力向上実践校を指定するとともに、望ましい食習慣や健康管理能力を育てる食育を推進する。 ・学校等施設の整備・耐震化を進めるとともに、通学路の点検や「こどもひなんの家」の設置による子どもたちの安全確保など、教育環境の整備を推進する。 ・学校支援ボランティアの充実を図るとともに、学校評議員制度等を活用して、地域と連携した学校づくりを推進する。

施策7 子ども・青少年の健全育成の推進

中事業名	子ども・青少年の健全育成 <u>青少年育成課、まちづくり交流室（生涯学習推進課）、博物館、健康福祉政策課、総合支援課、教育センター、指導課、スポーツ振興課</u>
事業概要	<p>[子ども・若者総合相談センター運営など]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者やその家族などを対象に、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じるとともに、緊急性や専門性が高い相談については専門相談機関へつなぐことにより適切な支援を行う。 <p>[校区青少年健全育成助成などの子ども交流活動支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体や地域と連携して青少年の自主性や社会性を育む社会参加活動等を推進するとともに、青少年に好ましい環境の整備に努める。 <p>[青少年センター活動]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係機関・団体と連携協力のもと青少年の健全育成と非行防止を目的として、街頭指導活動や広報啓発活動などを実施する。 <p>[公民館子ども活動支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの思いやりや自主性、協調性や社会性等を育成するため、公民館において、様々な講座、イベントを実施し子どもたちの体験活動を推進する。 <p>[すこやか交流広場管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業体験を通じた自然とのふれあいや世代間交流を図るため、モデル農園の運営及び栽培支援、様々な目的に利用できる広場の提供を実施する。 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、子ども・青少年の健全育成に向けた取り組みを行う。
構成 細事業名	<p>[子ども・若者総合相談センター運営など]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者総合相談センター運営、夜間・休日子ども総合相談事業 <p>[校区青少年健全育成助成などの子ども交流活動支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生地域交流推進事業、校区青少年健全育成助成、プレイパーク開催推進、青少年活動支援事業 <p>[青少年センター活動]　・青少年センター活動</p> <p>[公民館子ども活動支援]　・公民館子ども活動支援</p> <p>[すこやか交流広場管理運営]　・すこやか交流広場管理運営</p> <p>他の取り組み</p> <p>[ナイスドライ事業]　・ナイスドライ事業（再掲）</p> <p>[子どもの健康づくり・体力向上推進事業]　・子どもの健康づくり・体力向上推進事業（再掲）</p> <p>[ひきこもり相談など]　・ひきこもり相談、こころの健康相談（再掲）</p> <p>[子ども発達支援センターによる支援]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達支援センター運営、子育て安心親支援事業、子育てスマイルサポート事業 <p>[発達障がい者支援センターによる支援]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者支援センター運営事業

	<p>[青少年の体験・交流活動推進など]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本城子どもわくわく体験学習、子ども科学・ものづくり事業、地域子ども活動推進事業、青少年国内・国際交流 ・地域教育情報ネットワーク、学校非公式サイト等パトロール事業 <p>[児童館等]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館管理運営（11ヶ所）、（植木町）民間児童館活動事業助成、「雑草の森」管理運営費助成 <p>[放課後児童クラブ（児童育成クラブ等）]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成クラブ管理運営、児童育成クラブ施設整備 <p>[放課後子供教室]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学びノート教室開催（再掲）、子どもスポーツ教室（再掲）
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が主体となる事業については、区役所を中心として、これまで以上に関係団体や地域との連携を強化しながら事業を推進する。 ・関係機関との連携を強化し、問題への迅速な対応に努めるとともに、様々な困難を抱える子どもや若者を支援するため、子ども・若者育成支援推進法に基づくネットワークの構築と支援体制の整備を推進する。 ・青少年指導員や専任指導員等による街頭指導に取り組むとともに、SNS等の不適切な利用から青少年を守るための広報啓発活動を拡充する。 ・子どもたちの体験活動及び学習の機会や場の拡充、情報の提供を行う。 ・公民館子ども活動について、地域の活動拠点施設である公民館を活用し、子どもたちが地域交流や体験学習できるよう、講座内容の充実を図る。 ・子どもたちに熊本の歴史や文化を学ぶ機会を提供するとともに、自然体験活動の機会の充実を図る。

基本方針 3

子どもが育つ安心の環境づくり

施策 1 地域における子育て支援活動の推進

中事業名	① 地域における子育て支援活動の推進	子ども支援課、保育幼稚園課
事業概要	<p>[子育て支援ネットワーク推進事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内各小学校区で結成された子育て支援ネットワークに対して、それぞれの地域（校区）の特性に応じて、「地域の子育て支援を考え、実践するしくみ」を作るために、各区役所保健子ども課の保健師等が中心となって、地域コミュニティと連携してその活動を支援する。 <p>[エンゼル基金事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 次代を担う子どもたちが、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりに資するため、子育て支援活動等を行う団体に対し、活動資金の一部を助成する。 <p>[私立保育所地域活動助成など]</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校低学年児童の受入れ、世代間交流事業、異年齢児交流事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業など、保育所における地域活動に対する助成を行う。 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援ネットワーク推進事業 エンゼル基金事業 私立保育所地域活動助成、公立保育所地域活動助成 乳幼児ママ・パパ教室事業（再掲） 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 区役所管内毎の連携強化や、全市的な情報の共有や連携に取り組む。 制度の周知に努めるとともに、助成団体の育成や活性化を図り、団体間のネットワーク化を推進する。 	

施策 2 子育てに役立つ情報提供等の推進

中事業名	子育て支援情報提供等	子ども支援課・各区保健子ども課
事業概要	多くの人が子育て支援情報を入手できるよう、ホームページの公開や情報誌の配布などを行うとともに、子どもの成長段階に応じて、必要な時期に必要な情報を提供する。	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援情報提供事業 妊娠婦保健指導（再掲）、妊娠健康診査（再掲）、乳幼児健康診査（再掲） 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの成長段階に応じて必要な情報の提供に努める。 携帯電話や情報誌を活用し、最新の子育て支援情報提供に努める。 必要とするときに必要な情報をわかりやすく親しみやすい内容で伝える。 	

施策3 ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し

中事業名	ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し 子ども支援課、保育幼稚園課、男女共生推進室、産業政策課
事業概要	<p>[男女共同参画意識啓発事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭・職場・学校・地域等での男女共同参画を進めるために、啓発紙などによる啓発活動や、男女共同参画に関する出前講座、「男女共同参画センターはあもにい」におけるセミナーの開催等学習機会の提供に取り組む。 <p>[社会参画支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画センターはあもにい」における、はあもにいフェスタや各種セミナーの実施及び情報資料室、総合相談室の運営等に取り組み、男女の自立と社会参画を支援する。 <p>[企業の子育て支援推進事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内企業の現在の両立支援制度の導入状況、利用状況等を把握し、子育てしやすい環境づくりに取り組む企業の認定をする。 <p>[雇用の安定と拡大事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学・短大等卒業予定者、高校卒業予定者を対象とした就職面接会を労働局・ハローワークとの共催により実施し、雇用機会の創出を図る。また、中高年齢者を対象としたセミナーや介護人材初任者研修講座の開催、求人企業と求職者の就職促進会、理工系大学生を対象とした学内での企業ガイダンスを開催する。 <p>[企業立地（誘致）促進事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優遇制度等を活用し、本市への企業立地を促進することにより、女性をはじめとした市民の雇用の場や所得の向上、市税収入の増加を図る。 <p>[立地企業支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に多く立地し、女性の雇用に大きく貢献しているコールセンター等のオフィス系企業の事業活動を支援するため、市民向けの就職講座の開催や従業員向けのスーパーバイザー研修等を行う。 <p>[労働力の確保事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市の小規模事業所等の労働力を確保するため熊本市産業開発求人対策協議会を助成し、また、雇用の安定と確保を図るため熊本雇用対策協議会の会費を負担する。 <p>[U I Jターン就職促進事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本にて働く意欲のある求職者と地元企業との合同就職面接会を実施する。(開催場所：福岡・東京各1回)
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画啓発事業、男女共同参画支援事業 ・少子化対策推進事業 ・雇用の安定と拡大事業 ・企業立地（誘致）促進事業 ・立地企業支援事業 ・労働力の確保事業 ・U I Jターン就職促進事業 ・認可外保育施設助成事業（再掲）

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容の充実に努めるとともに市民参画・協働の視点で具体的に男女共同参画意識の醸成を図る。 ・男女共同参画の推進体制の整備と活動への支援の充実を図る。 ・社会全体で父親の子育てを支援する意識の醸成を図る。また、家族の日・週間（11月の第3日曜日とその前後の各1週間）事業にあわせ、推進月間として展開していく。 ・子育てしやすい環境づくりに取り組む企業の認定・表彰・公表を行い、企業に対し子育てにやさしい職場環境整備を支援する。 ・雇用機会の創出を図るため、企業と求職者のマッチング等様々な事業を展開していく。
-----	--

施策4 地域における子育て支援サービスの充実【再掲】

基本方針1 施策1 (P53~55)

施策5 保育サービス及び幼児教育の充実【再掲】

基本方針1 施策2 (P56~57)

施策6 放課後児童対策の推進【再掲】

基本方針1 施策3 (P58)

施策7 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援【再掲】

基本方針1 施策4 (P59~62)

施策8 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進【再掲】

基本方針2 施策1 (P68~70)

施策9 小児医療（救急医療体制）の確保【再掲】

基本方針2 施策4 (P73)

施策10 子ども・青少年の健全育成の推進【再掲】

基本方針2 施策7 (P79~80)

基本方針 4**「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」の切れ目のない支援****施策 1 結婚・妊娠・出産支援**

中事業名	結婚・妊娠・出産支援	子ども支援課、青少年育成課
事業概要	<p>[少子化対策推進事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本市内の中学校・市立高校・各大学と連携し、若年層の雇用環境等や、少子化・晩婚化・未婚率・年齢と妊娠の関係等についての正しい知識の情報提供を行う。 未婚者に対し情報提供を行い、今後のライフプラン設計を考えるきっかけづくりとともに、結婚から子育てまでについての理解や結婚に対する意識の醸成を図る。 <p>[妊婦健康診査]（再掲）</p> <p>妊婦の健康増進を図るために健康診査費用を助成し、安心して妊娠・出産できる環境を整える。</p> <p>[妊娠・子育て悩み相談事業など]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠に関する悩み、子育ての不安、経済的支援など多岐にわたる相談に24時間体制で電話対応し、妊娠・子育ての安心・安定を図る。また、相談者の悩みに応じて適切な相談機関等に繋ぎ、支援制度等についての情報提供を行う。さらに、市民病院助産師外来においても妊娠・出産・母乳育児に関するホットラインを設置し各種相談に助産師が24時間対応する。 	
構成 細事業名	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策推進事業 妊婦健康診査（再掲） 妊娠相談整備事業（再掲） 子ども・若者総合相談センター運営（再掲） 夜間・休日子ども総合相談事業（再掲） 特定不妊治療費助成事業（再掲） 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 若年層や未婚者の意識の醸成を図ることで、晩婚化や晩産化を未然に防ぐ。 妊娠中の健康管理の充実を図るために、受診率等の向上を図る。 	

施策 2 子育て支援の充実 【基本方針 1~3 の各事業】**施策 3 ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し【再掲】**

基本方針 3 施策 3 (P82~83)